



平成 28 年 9 月 23 日

各 位

会 社 名 ティーライフ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 植田 伸司
(東証第二部 コード番号: 3172)
問 合 せ 先 専務取締役 鈴木 守
(TEL. 0547-46-3459)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 9 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 10 月 27 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社既存事業の多様化に伴う新規事業の参入を可能とするため、現行定款第 2 条に事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 10 月 27 日 (予定)
定款変更の効力発生日	平成 28 年 10 月 27 日 (予定)

以 上

(別紙)

変更内容

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売</p> <p>(2) 健康食品、食料品および冷凍食品の製造および販売</p> <p>(3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売</p> <p>(4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の製造および販売</p> <p>(5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の製造および販売</p> <p>(6) 通信販売業</p> <p>(7) 卸売業</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p><u>(8) 不動産賃貸事業</u></p> <p><u>(9) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 <u>当社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条～第16条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり) (目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) プーアール茶、緑茶、その他茶類および飲料品の製造および販売</p> <p>(2) 健康食品、食料品および冷凍食品の製造および販売</p> <p>(3) サプリメント、栄養補助食品の製造および販売</p> <p>(4) 幼児用品、日用雑貨、寝具等の製造および販売</p> <p>(5) 化粧品、医薬部外品、化粧品雑貨および美容機器の製造および販売</p> <p>(6) 通信販売業</p> <p>(7) 卸売業</p> <p><u>(8) 荷造梱包業および倉庫業</u></p> <p><u>(9) 不動産賃貸事業</u></p> <p><u>(10) 前各号に付帯または関連する一切の事業</u></p> <p>第3条～第4条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第5条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第10条～第16条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第17条 (現行どおり)</p>

<p>(取締役の員数) 第18条 当社の<u>取締役</u>は7名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任の方法) 第19条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (条文省略) 3 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="padding-left: 2em;">2 補欠または増員として選任された<u>取締役</u>の任期は、<u>他の取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役) 第23条 <u>当社の代表取締役</u>は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役会長および取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、<u>監査役が異議を述べない</u>ときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>	<p>(取締役の員数) 第18条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は7名以内とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>当社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)</u>は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任の方法) 第19条 当社の取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 (現行どおり) 3 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役(<u>監査等委員を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2 <u>監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">3 <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">4 <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役) 第23条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から<u>取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第26条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合<u>において、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした</u>ときは、取締役会の決議があったものとみなす。</p>
---	---

<p><u>(報酬等)</u> 第 37 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> 第 38 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の設置)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 31 条 当社は、監査等委員会を置く。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 34 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>第 39 条～第 41 条 (条文省略)</p>	<p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>第 7 章 計算</p>	<p>第 36 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>第 42 条～第 45 条 (条文省略)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬)</u></p>
	<p>第 39 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
	<p>第 7 章 計算</p>
	<p>第 40 条～第 43 条 (現行どおり)</p>

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 第33期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第38条の定めるところによる。</u></p>
-------------------------	---

以 上